

# ～がんサポートセミナー通信～

## 11月のセミナーは「身近に利用できる制度を知っとこ」でした

<講師紹介> 当院の医療ソーシャルワーカー 眞岩博樹さん

医療制度・社会福祉制度などの相談や調整を行っています。  
「気軽にご相談下さい」とやさしく講義をしてくださいました。



### <セミナー内容の紹介>

#### 1、医療保険制度について

- ・70歳未満の人は3割負担・70歳～74歳の方は2割負担・75歳以上の人は1割負担です。
- ・県障医療受給者は65歳以上になると後期高齢者医療費制度に加入することができます。
- ・高額療養費制度：70歳未満の人は1か月の限度額は80,100円（80,100円が3か月続いた場合は4か月目から44,400円へ減額）70歳以上の人は1か月の入院限度額は44,400円です。

#### 2、生活費と仕事

- ・傷病手当金：病気やケガで働けず給料が出ない時に支給されます。（働いている人に限る、1年半）
- ・障害年金：公的年金加入者が病気やケガによって心身に障害を有し、日常生活や就労の面で困難が多くなった場合に受ける年金（病気の診断日に働いている事）
- ・特別障害者手当：在宅の重度重複障害者に支給される手当



#### 3、介護保険制度

- ・介護保険を利用できる人：65歳以上の人すべて（申請が必要）40歳～64歳の方は指定された16種類の病気の人（がん患者さんは回復の見込みがない状態と判断された人）
- ・介護保険で受けられるサービス：訪問介護・訪問看護・訪問入浴・訪問リハビリテーション・デイサービス・デイケア・ショートステイなど。
- ・その他福祉用具の貸し出しや購入の補助、住宅改修の補助なども受けられます。
- ・介護保険制度を利用したい場合はまずは市町村窓口で申請しましょう。
- ・介護保険についてくわしく知りたい場合は、市役所「介護高齢課」・市内の地域包括支援センターで対応しています。

☆介護保険や医療費等について当院の医療相談室でもご相談頂けます。



次回は**1月17日**「心が楽になる体作り」です。みなさまのご参加お待ちしております